

(仮称) 尼崎市こども計画策定等支援業務 公募型プロポーザル募集要項

本市では、こども基本法第 10 条に基づく (仮称) 尼崎市こども計画の策定にあたり、必要な調査並びに計画策定に係る支援業務等を委託する事業者の選定を実施する。なお、(仮称) 尼崎市こども計画の策定にあたっては、令和 6 年度末で計画期限をむかえる「第 4 期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「第 2 期尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を包含するものとし、また、秋以降に公表が予定されている国の「こども大綱」を踏まえ、本市のこども施策に係る事項を、一体的に定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

(仮称) 尼崎市こども計画策定等支援業務 (以下、「本業務」という。)

(2) 契約の期間

本業務契約を締結した日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別添尼崎市こども計画策定等支援業務仕様書 (以下、「仕様書」という。) のとおり。

(4) 提案上限額

令和 5 年度分: **5,800,000 円** (消費税及び地方消費税を含む。) とする。(※)

なお、内容に関わらず、上記の額を超える提案は受け付けない。

※ 本業務は令和 6 年度も継続して実施する予定であるが、令和 6 年度に実施する内容及び金額は当該契約には含めないものとする。(別途契約)

2 応募資格

(1) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び尼崎市の指示に柔軟に対応できる者

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 尼崎市から指名停止措置 (入札参加停止措置) を受けていない者であること。

(4) 所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと。個人事業主にあつては個人においてこれらの税金を滞納していないこと。

(5) 次の事項に該当しない者

ア 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

イ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げ

る者がその経営に実質的に関与している者

- ① 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ② 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)
 - ③ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (6) 信頼性確保の観点から、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」、又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定等支援業務(ニーズ調査業務を含む。)の市町村からの受託実績があること。

3 参加表明書の提出等

- (1) 提出期限

令和5年12月27日(水)午後5時まで【必着】

- (2) 提出方法

参加表明書(様式1)を、メール ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp または、事務局あてに持参又は郵送すること。

4 質問書の提出

- (1) 提出期限

令和6年1月5日(金)午後5時まで【必着】

なお、質問事項がない場合は、提出は不要とする。

- (2) 提出方法

質問書(様式2)をメール ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp で提出すること。件名は、「尼崎市次期子ども計画策定等支援業務 質問(会社名)」とすること。

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年1月12日(金)までに、様式1を提出した事業者すべてにメールで通知する。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和6年1月22日(月)午後5時まで【必着】

- (2) 提出方法

次の図書を、事務局あてに持参又は郵送すること。

- (3) 提出書類

次の書類を、**正本1部・副本10部提出**すること。

なお、提出期限までに書類提出がなかった場合は、辞退とみなす。

- ア 提案書（表紙）（様式6）
 - イ 企業概要書（様式3）
※共同企業体の場合（様式3-2・様式3-3）
 - ウ 類似契約実績（様式4）
 - エ 企画提案書（任意様式）
 - オ 実施体制書（様式7）
 - カ 主たる担当者の業務実績書（様式7-2）
 - キ 工程計画表（任意様式）
 - ク 見積書・内訳書（任意様式）
- ※上記資料のデータも合わせて提出すること。

(4) 提出書類に関する注意事項

ア 企画提案書については、A4版両面印刷を原則とし、全体のページ数はプレゼンテーションの説明時間（20分）を想定した量とする。計画の完成までをイメージできるものとし、業務を遂行するための具体的・効果的な提案やその他アピールしたいことなどを記載する。

また、策定する計画の具体的な構成や完成版のイメージ・デザイン、わかりやすく伝える工夫等について具体的に提案すること。

イ 本業務の理解度・提案の優劣とも関連することから、工程計画表については、計画の完成までを見据えたものとし、令和5年度分とは別に想定する令和6年度の実施内容（予定）等も作成すること。

ウ 見積書・内訳書は、令和5年度分（提案上限額以内）を作成すること。

エ 見積書は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格並びに税込価格を記載すること。

オ 提出期限以降における提出資料の差替えや撤回は認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りではない。なお、返却はしないものとする。

カ 本件において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。

5 主な選定基準

①計画策定支援

- ・国や本市の実情を踏まえ、計画策定の方向性、イメージ等が提案できるか
- ・国や他市事例の収集、統計データなどに基づく現状分析ができるか
- ・保育利用率等についての的確な推計、新たな推計手法の提案があるか

②実施体制

- ・業務に要する知識・経験や実績が十分か、人員体制は確保されているか
- ・計画書の完成イメージ、デザイン等について具体的な提案があるか

③ニーズ調査

- ・アンケートの回収率向上等の工夫、回答内容についての適切な情報管理ができるか
- ・アンケート結果から、量の見込みを算出するための分析方法を提案できるか

6 事業者の選定

(1) 第1次審査（書類審査）

5者以上企提案書の提出があった場合は、応募函書を基に、事務局による事前審査を行う。また、応募函書に不備があった場合は、失格とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

企画書等の提案内容説明をもとに、審査基準に基づき評価する。

項目	内容
日時 場所	令和6年1月29日（月）（予定） 場所：未定 （集合時間・控室等も含め、決定次第別途参加者に通知する。）
内容	提出した企画提案書に基づき説明を行う。 <u>プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に記載されたもののみとし、提案書にない追加提案は認めない。</u> ただし、PowerPoint等パソコンを使用する場合は、企画提案書とは別にスライドの抜粋を別冊にして提出しても可とする。なお、パソコンを使用する場合は、必ず企画提案書等提出時に申し出ること。
説明時間	1業者45分（うち内容説明20分、質疑応答15分程度）
説明者	提案書の実施体制に記載されている担当者が実施すること。
その他	会場に入室できるのは1事業者あたり3名までとする。 パソコンを使用する場合は、プロジェクターに接続可能なものを持参すること。（プロジェクター・スクリーンは市が用意する）

(3) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）結果

第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）結果は、後日に電子メール及び書面により通知する。なお、審査経過については公表しない。また、選定結果に関する異議申し立てには一切応じない。

7 契約の締結

- (1) 選定後、受託予定者（契約候補者）は、尼崎市との本業務に係る委託契約について、改めて必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した書面を双方で交わし、契約を締結する。なお、選定された企画書の記載事項や第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）時の説明内容は、原則として仕様書に採用する。
- (2) 次に掲げるような事態が生じたときは、事業者の選定において評価点数が高かった者から順に協議を行い、受託予定者（契約候補者）を決定する。なお、品質確保のため、

選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は、受託予定者（契約候補者）の対象外とする。

ア 受託予定者（契約候補者）が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに「2 応募資格」に記載する条件のいずれかを満たさなくなったことが判明したとき

ウ 契約締結に向けて必要な協議が不調に終わったとき

エ その他事故等の特別な事由により契約が不可能になった場合

(3) 契約締結に当たり、受託予定者（契約候補者）は、見積書の金額をもとに、改めて見積書を尼崎市へ提出すること。

(4) 尼崎市契約規則に基づき、契約締結する。

8 契約の特定条件

(1) 契約金額

契約締結に当たっては、改めて提出された見積書に記載された合計金額（当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））をもって契約金額とする。

9 選定スケジュール

日程	項目
令和5年12月27日	参加表明書提出期限
令和6年1月5日	質問書の提出期限
1月12日	質問書の回答期限（予定）
1月22日	提案書等の提出期限
1月25日	第1次審査結果通知（予定）
1月29日	第2次審瀨（プレゼンテーション及びビリング）（予定）
2月7日	第2次審査結果通知（予定）

10 その他

(1) プロポーザル参加に要する費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、尼崎市が、当該案件に係る報告等のために必要と認める場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、当該案件に係る公文書公開請求があった場合は、尼崎市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

11 事務局：連絡先及び書類提出先

尼崎市若王寺 2-18-5 アマバラ 3階 Tel：06-6423-9996

E-mail：ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課（担当：津山）